



工作物の景観形成基準

景観重点地区[工作物]

		景観形成基準		
		大規模な行為	大規模な行為以外の行為	
工作物の形態意匠	眺望	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 ・建築物の屋上に設置する場合は、西山の眺めや周囲の景観に影響を与えないような形態とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 ・建築物の屋上に設置する場合は、西山の眺めや周囲の景観に影響を与えないような形態とする。
		設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の工作物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮したものとし、敷地境界線から極力後退させる。 ・敷地境界線からのセットバックなどにより、できるだけ周辺の景観に圧迫感を与えないようにする。 ・敷地境界線（特に道路境界線）に面する部分には可能な限りオープンスペースを設ける。 ・建築物に設置する場合は、主体建築物との調和に配慮し、できるだけ目立たないような位置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の工作物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮したものとし、敷地境界線から極力後退させる。 ・建築物に設置する場合は、主体建築物との調和に配慮し、できるだけ目立たないような位置とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地に対する工作物の規模は、西山の眺めや周囲の景観に圧迫感を与えないようにする。 	
意匠		形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。
		壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ・工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ・工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものととする。
		駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の構造は、出入口や壁面などのデザインを、周囲の景観と調和したものとするように配慮する。 ・立体駐車場を設ける場合は、自動車や設備などが見えないようルーバーや植栽で目隠しする、又は設置位置を工夫するなど、周囲の景観に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の構造は、周囲の景観と調和したものとするように配慮する。
		屋外付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 ・外構を設ける場合は、石材等の自然の素材を使用するなど、周囲の景観との調和に配慮する。 ・道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観に配慮する。 ・外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 ・道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観に配慮する。 ・外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。

	景観形成基準																			
	大規模な行為	大規模な行為以外の行為																		
工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶(10Y R2/1程度)とすることができる。 使用する色数はできる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くないように努める。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5YR~5Y</td> <td>4~8</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>7.5Y~10Y</td> <td>4~8</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度4~8とする。</p>	使用する色相	明度	彩度	2.5YR~5Y	4~8	3以下	7.5Y~10Y	4~8	2以下	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶(10Y R2/1程度)とすることができる。 <p>【色彩基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5YR~5Y</td> <td>4~8</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>7.5Y~10Y</td> <td>4~8</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度4~8とする。</p>	使用する色相	明度	彩度	2.5YR~5Y	4~8	4以下	7.5Y~10Y	4~8	2以下
使用する色相	明度	彩度																		
2.5YR~5Y	4~8	3以下																		
7.5Y~10Y	4~8	2以下																		
使用する色相	明度	彩度																		
2.5YR~5Y	4~8	4以下																		
7.5Y~10Y	4~8	2以下																		
素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 使用する材料は、光沢の少ないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 使用する材料は、光沢の少ないものとする。 																		
敷地内の緑	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積×1/50本以上の中高木(高さ1.5m以上)を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。 できる限り景観のうるおいを高めるために、中高木を積極的に取り入れた植栽とし、生垣や壁面緑化、屋上緑化、シンボルツリーの植栽などは、周囲の景観との調和やデザインに配慮する。 敷地内の既存樹木や緑地は、できる限り保全・活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積×1/200本以上の中高木(高さ1.5m以上)を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。 																		